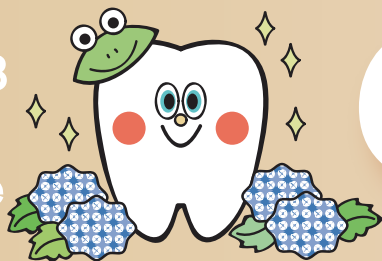


2023
06
June



CLIENT

No.371



税務トピックス

- <令和5年度税制改正>
電子帳簿保存法に関する見直しについて

P1

弊法人からの連絡事項

- 住民税の金額変更／源泉所得税の納期

税務トピックス

- 書類の保存について

P5

P2

労務トピックス

- 雇用保険料率変更による
労働保険料の増加について

税務トピックス

- インボイス制度開始に伴う負担軽減措置

P6

P3

弊法人からの連絡事項

- 労働保険料の支払い方法について

労務トピックス

- 2022年夏季賞与支給状況

P7

P4



2022年に施行された電子帳簿保存法ですが、利用者の利便性向上のため、改正のたびに要件が概ね緩和されてきました。2年間の猶予期間を経て、2024年1月1日より、電子取引データ保存は義務化となります。

電子帳簿等保存、スキャナ保存に関しては任意となりますので、医院・クリニックでの対応が必須となる電子取引データ保存の改正点についてお知らせします。

■ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※2024年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。



① 検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し

- ・対象者の範囲が拡大されました。

<改正前> 基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」

<改正後> 基準期間(2課税年度前)の売上高が「**5,000万円以下**」

- ・対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

② 2年間の猶予期間として設けられた「宥恕措置」の終了

- ・電子データでなく紙での保存が認められていた「宥恕措置」が、2023年12月31日をもって廃止となります。

※2023年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している場合、2024年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていればデータ保存しなくてもよい

③ 新たな猶予措置の整備

- ・次の2つの要件をいずれも満たす場合、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができます。

(1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）

(2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

2022年1月号のCLIENTにて、電子帳簿保存法改正により医院・クリニックで必要となる対応について記載しました。電子取引とはどのようなものか、また、電子データの保存方法など、あわせてご確認ください。

新しい情報や運用のポイントなど、随時ご案内いたします。
ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

CLIENT2022年
1月号1～2ページ



2023年10月1日からインボイス制度、2024年1月1日から電子帳簿等保存制度が始まります。従来の紙取引メインの書類保存と何が変わるのかをお知らせします。

■ 書類の保存期間の一例

医療関係書類		税法上保存が求められている書類	
書類名	保存期間	書類名	保存期間
カルテ	5年	現金・預金出納帳、預金通帳	7年
技工所、材料店からの納品書	5年	契約書、売掛帳、領収書など	7年
レントゲンフィルム、技工指示書	3年	アポイントノート	7年
病院日誌、各科診療日誌	2年	扶養控除等（異動）申告書	7年

医療機関の書類 保存期間5年

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

処分 ←

税法上の書類 保存期間7年

インボイス制度も電子帳簿等保存制度も紙保存と変わらず、上記通りの年数保存となります。
注意：電子データで授受した帳簿等は電子データのままで保存します。

医療機関関係書類は2～5年、人事労務関係は2～7年とまちまちですが、ほとんどの税法上の書類は7年間保存することが義務付けられています。医療関連は『5年』、税務関連を『7年』とされることで廃棄のタイミングの手間が省けると思います。

適格請求書（インボイス）制度が始まることでの注意点

< 交付した書類 >・・・企業健診先など

適格請求書発行事業者となった医療機関は、交付した適格請求書の写しを保存することが必要です。【保存期間：交付した日の属する課税期間の末日から2か月を経過した日から7年間】

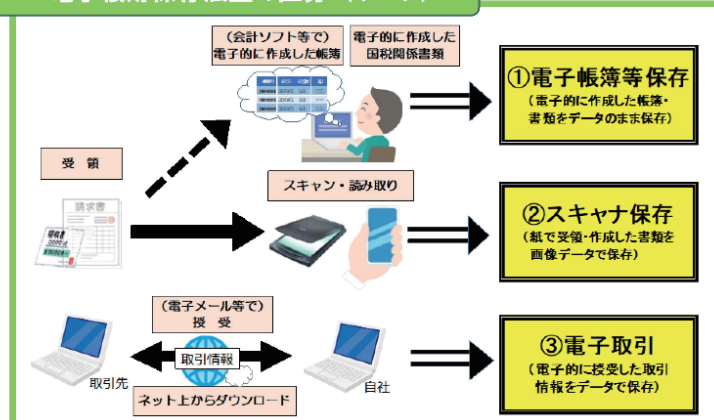
※個人事業主の場合・・・翌年3/1から7年間、法人の場合・・・決算月の2か月後から7年間です。

< 交付された書類 >・・・技工所・医薬仕入他全ての支払い

消費税申告において本則課税で仕入税額控除を受けようとする医療機関は、適格請求書の記載事項を満たしているか交付された請求書等の確認が必要です。受領した原本の保存期間は7年です。

電子帳簿等保存制度が始まることでの注意点

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



任意

必須

< ③のみ対応の歯科医院・クリニック（最も多いケース） >

➡メール添付やWebページからダウンロードしたデータなど電子データで授受した書類等は取引年月日、取引金額、取引先で検索できるよう保存する。又は、税務署員からのダウンロードの求めに応じることが可能な状態にする。

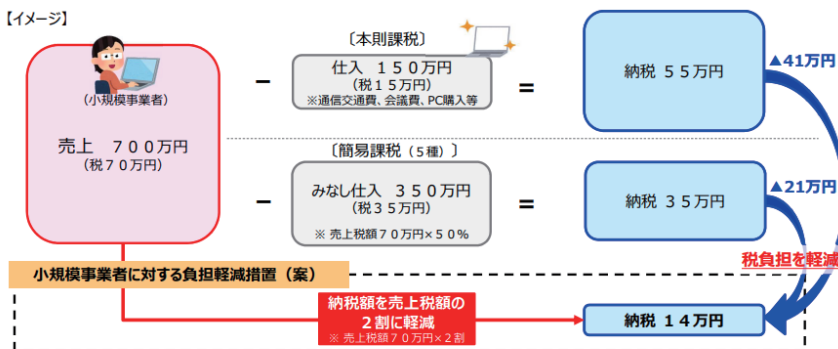
< ①②③すべて対応の歯科医院・クリニック（まだ稀なケース） >

➡正しく電子化した会計書類は、電子化後に廃棄可能。対象期間中に保存すべきは、紙ではなく電子化データ。

令和5年度税制改正により適格請求書発行事業者制度の見直し等が検討されています。特に事業者に対して負担軽減措置が予定されていますのでお知らせいたします。

※期限付きの措置ですので適用期限後は通常の消費税額が計算され納付することとなります。

① 2割特例 2023年10月1日～2026年9月30日までの日の属する各課税期間において消費税の納税額を売上の2割におさえる措置



- ・インボイス発行事業者の登録を受けていること
- ・インボイス発行事業者の登録がなければ、事業者免税点制度の適用により消費税の納税義務者とはならないこと（免税事業者）
- ・課税期間の短縮特例の適用を受けていないこと

※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

② 少額特例 インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする措置



【対象となる事業者の範囲】

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。
また、現状の課税事業者のみを対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年度国勢調査（総務省）等に基づき推計

課税売上高が1億円以下の事業者

注意：売上についてはインボイスの保存は必要です。また、1万円以上の仕入れについてもインボイスの保存が必要です。
領収書等を手書きで対応される場合は、複写になっている用紙を利用し必ず控えを残すようにしてください。

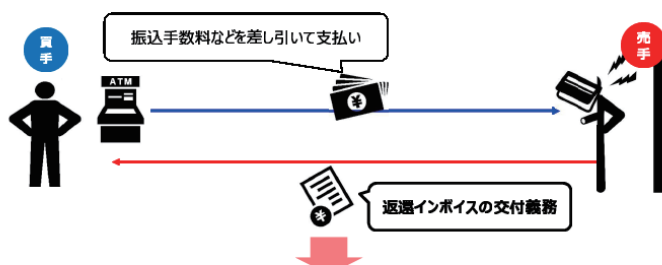
③ 少額の返還インボイスの交付義務の見直し

インボイスの交付義務とともに値引き等を行った際には値引き等の金額や消費税額を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されています。

事務負担を軽減する観点から少額の値引き等については返還インボイスの交付を不要とする措置

値引きの例：振込手数料を売手側が負担し買手側は実際の請求額から

振込手数料を差し引いた金額で振り込んだ



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

全ての適格請求書発行事業者

夏季賞与の時期を迎える医院・クリニックも多いため、厚生労働省から発表された2022年夏季賞与に関するデータと職種別の年間賞与についてお知らせいたします。



夏季賞与支給額

<図①>

		規模5~29人				規模30~99人			
【一般診療所】		2019年	2020年	2021年	2022年	2019年	2020年	2021年	2022年
平均支給額	円	159,825	167,782	169,232	178,148	221,093	174,621	115,128	155,290
月給に対する支給割合	か月	0.80	0.85	0.81	0.87	0.81	0.69	0.49	0.61
支給スタッフ割合	%	80.6	82.1	87.1	76.2	96.6	95.2	77.7	81.8
支給医院等の割合	%	81.3	82.1	85.5	75.4	97.0	96.0	84.6	82.4

		規模5~29人				規模30~99人			
【病院】		2019年	2020年	2021年	2022年	2019年	2020年	2021年	2022年
平均支給額	円	69,208	122,886	406,862	409,800	323,477	264,720	218,904	409,800
月給に対する支給割合	か月	0.35	0.75	0.95	0.95	1.14	0.95	0.81	0.95
支給スタッフ割合	%	95.1	87.7	98.4	98.5	95.8	100	100	98.5
支給医院等の割合	%	89.9	91.7	97.8	97.4	93.3	100	100	97.4

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図①は一般診療所と病院の規模別、直近4年分の夏季賞与支給額の一覧となります。赤字の部分は、前年比で増加した項目を表しています。

一般診療所では規模5~29人で月給の0.87か月分の17.8万円を賞与として支給しています。中規模になると月給が多く賞与が少ないという特徴が表れ、0.61か月分の15.5万円の支給となっています。一般診療所・病院ともに月給の1か月分に満たない額が夏季賞与の平均となります。

月額給与と年間賞与

図②は医療系職種別の2022年の月額給与と年間賞与になります。

月給に対する年間賞与の支給割合を見ると、医師、歯科医師以外は1か月分以上を支給しています。看護師、看護助手、介護職員は約2か月分で支給額とともに高い水準となっています。歯科衛生士は年間で約1.3か月分の支給となっております。最近では月給のベースアップに取り組む医院・クリニックが増えているため、賞与を抑え調整することも考えられます。従って、2023年は年収が上がる一方で、年間賞与の支給割合が少なくなる可能性があります。

スタッフの定着がうまくいっていない医院・クリニックは、給与金額を比較し、低い水準になっていないか一度確認してみることをお勧めいたします。

<図②>

		2022年		
10~99人規模		月額給与	年間賞与	月給に対する支給割合
単位		万円	万円	か月
歯科医師		65	33	0.51
歯科衛生士		28	36	1.28
歯科技工士		33	35	1.05
受付・案内事務員		23	35	1.53
介護職員		25	47	1.88
訪問介護従事者		25	35	1.41
医師		139	62	0.45
看護師		33	65	1.97
看護助手		22	44	2.03
薬剤師		42	70	1.65

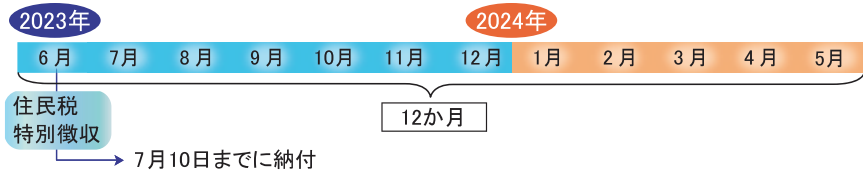
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

◆毎年6月に住民税の徴収金額が変わります◆

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院・クリニックでは、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院・クリニックが各市区町村へ納付します。

住民税の金額変更(特別徴収)

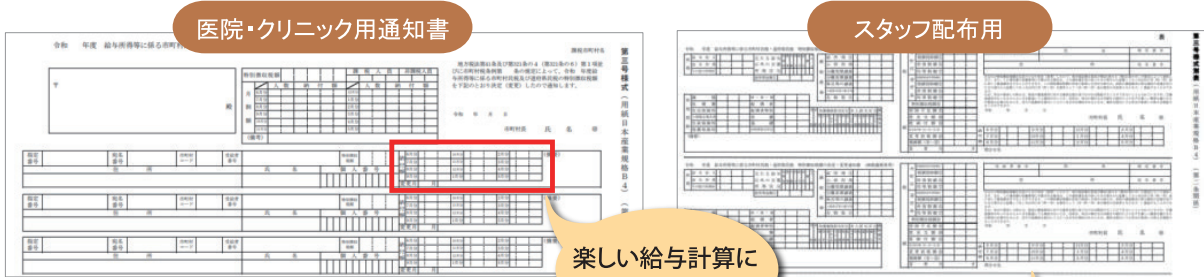
特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月を1年として区切られます。医院・クリニックの給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。



納税通知書を確認しましょう

各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。一部の市区町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合がありますので、取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は、簡易書留での郵送をお願いいたします。

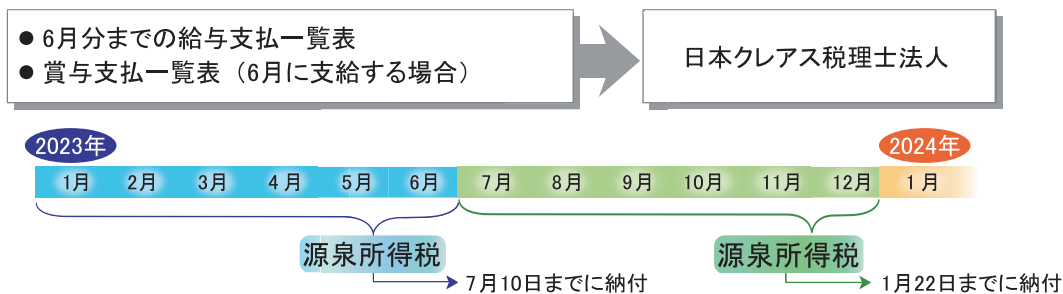
医院・クリニック用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人にお渡しください。



本人へ渡します

◆源泉所得税の納期(特例)について◆

源泉所得税の特例納付を選択している医院・クリニックは、1月～6月を7月10日(月)までに納付する必要があります。6月の給与・賞与の両方の計算が終わりましたら、楽しい給与計算の給与データ確定をお願いいたします。



源泉所得税の納付、住民税の特別徴収については窓口に行かずWEBよりダイレクト納付機能を使った電子納付も可能です。設定までに1、2か月かかりますので、ご希望の場合はお早めに担当へご相談ください。

- 事前に口座登録手続きが必要になります。
- 弊法人に納付申請へ依頼する場合は有料となります。

雇用保険料率の変遷

2023年4月から雇用保険料率が変わります。直近3年間の雇用保険料率は下記のとおり推移しています。

	事業主負担分	スタッフ負担分	合計
2021年4月～2022年3月	6/1000	3/1000	9/1000
2022年4月～2022年9月	6.5/1000	3/1000	9.5/1000
2022年10月～2023年3月	8.5/1000	5/1000	13.5/1000
2023年4月～2024年3月	9.5/1000	6/1000	15.5/1000

労働保険料の負担増加分

雇用保険に加入しているスタッフがない場合には負担額に差異はありません。2023年4月の料率増により、下記①～③の条件でどれくらいの負担が増えるのか試算をしてみました。

- ①正社員1人あたりの年収を400万円(賞与+交通費込み)
- ②雇用保険に加入しているアルバイト1人あたりの年収を200万円(交通費込み)
- ③雇用保険に加入していないアルバイト1人あたりの年収を100万円(交通費込み)

※役員・専従者は雇用保険の対象外(一部例外を除く)となります。

スタッフの年間支払給与額 雇用状況	確定保険料 (2022年3月期)	確定保険料 (2023年3月期)	概算保険料 (2024年3月期)	2023年～2024年の 負担増
400万円				
アルバイト3名 (内 雇用保険加入者1名)	30,000円	35,000円	43,000円	8,000円
1,200万円				
正社員2名 アルバイト2名 (内 雇用保険加入者2名)	144,000円	174,000円	222,000円	48,000円
1,600万円				
正社員4名	192,000円	232,000円	296,000円	64,000円
2,400万円				
正社員5名 アルバイト2名 (内 雇用保険加入者2名)	288,000円	348,000円	444,000円	96,000円
3,400万円				
正社員7名 アルバイト4名 (内 雇用保険加入者2名)	390,000円	470,000円	598,000円	128,000円

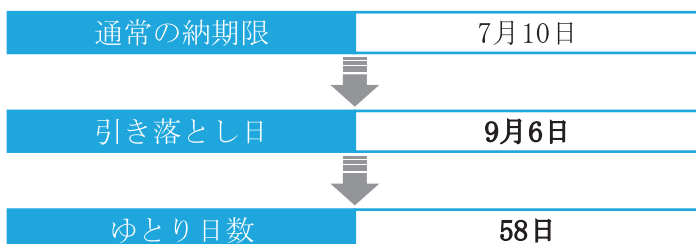
給与の支給状況や雇用状況により金額は変動しますが、上記試算から労働保険料の増加額は、**年収400万円の正社員1人あたり16,000円程、年収200万円のアルバイト(雇用保険加入者)1人あたり8,000円程**増加する結果となりました。

口座振替について

口座振替依頼書をご利用の金融機関の窓口へ提出することで、口座引落が可能となります。

口座振替のメリット

- ・口座引落になるため金融機関の窓口まで納付に行く手間が省けます。また、手数料がかかりません。
- ・引き落とし日の約3週間前に引き落とし内容がハガキで通知されるため、口座入金時間が確保できます。
- ・労働保険の納付日が7月10日から9月上旬に変更となるので、申告から納付まで2か月程のゆとりができます。



※引き落とし日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日が対象となります。

参考：厚生労働省リーフレット

口座振替の注意点

- ・口座振替を利用する場合には金融機関窓口で保険料申告書の提出ができなくなりますので、電子申告もしくは労働局への郵送または持参の提出方法のみとなります。
- ・一部の金融機関においては取扱いがない金融機関がございますので、詳しくは担当者までご連絡ください。
- ・口座振替適用年度の口座振替申込締切日が2月25日頃となりますので、今回の提出で口座振替となるのは **2024年7月10日納付分** からとなります。

今回対象となる **2023年7月10日納付分は従来通り納付書での納付** となりますのでご注意ください。

	2月	3 月 7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	➔		口座振替 納付日 9月6日					

参考：厚生労働省リーフレット

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 371号

■発行日：2023年6月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人